制限付き一般競争入札に係る入札参加資格設定基準

(平成17年8月31日管理者決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱(平成7年7月18日管理者決裁。以下「要綱」という。)第6条第3項の規定に基づき、予定価格が千万円以上3億円未満の制限付き一般競争 入札の実施に当たって必要な入札参加資格の設定基準を定めるものとする。

(入札参加資格として設定しなければならない事項)

- 第2条 要綱第6条第1項第1号,第6号から第9号に掲げる事項については、これを入札参加資格として 設定しなければならない。
- 2 要綱第6条第1項第5号に掲げる事項については、これを入札参加資格として設定しなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。この場合においては、同項第3号若し くは第4号に掲げる事項を入札参加資格として設定することができる。
 - (1) 要綱第6条第1項第5号に掲げる事項に該当する者では、対象工事の施工ができない恐れがあること
 - (2) 要綱第6条第1項第5号に掲げる事項に該当する者だけでは、当該制限付き一般競争入札を行うに足りる十分な入札参加者数を確保できない恐れがあること

(施工実績)

- 第3条 要綱第6条第1項第10号に掲げる事項を入札参加資格とする場合は、対象工事と同種の工事(以下「同種工事」という。)について、直近の一定期間(10年以上とする。)における一定規模以上の施工実績を求めるものとする。
- 2 前項の場合における同種工事の規模は、対象工事の規模の概ね3割以上を目途として、対象工事ごとに 定めるものとする。この場合においては、対象工事の施工面積に対する割合のほか、対象工事の種類に応 じ施工階層数、施工対象物の高さなどの諸条件を総合的に考慮するものとする。
- 3 特殊な材料,工法等を伴う対象工事について,同種工事の施工実績を有する者が相当程度限定されると 認められる場合にあっては,第1項の規定にかかわらず,対象工事と類似する別種の工事を同種工事とし て指定することができる。この場合における同種工事の規模は,前項前段の規定によらずに定めることが できる。
- 4 前3項の規定により施工実績として求める同種工事は、原則として元請負人(共同企業体にあっては、 出資比率20%以上の構成員とする。)として施工した工事に限るものとする。ただし、当該同種工事が共 同企業体を相手方として発注することを常態とする場合その他合理的な理由がある場合は、出資比率20% 未満の共同企業体の構成員として施工した工事についても、同種工事とすることができる。
- 5 特定の工法を用いなければならない対象工事にあっては、前4項の規定による施工実績として求める同種工事について、当該工法で施工した経験を有することを条件とすることができるものとする。

(総合評定値又は格付評点)

第4条 要綱第6条第1項第11号に掲げる事項を入札参加資格とする場合は、建設業法(昭和24年法律第 100号)第27条の29第1項に規定する総合評定値(以下「総合評定値」という。)又は仙台市ガス局契約業 者指名基準(平成4年3月30日管理者決裁)第2条第1項に規定する格付評点(以下「格付評点」という。)が、原則土木工事にあっては650点以上、鉄骨鉄筋コンクリート建築工事にあっては600点以上、電気設備工事及び給排水衛生冷暖房工事にあっては650点以上、その他工事にあっては600点以上であること

を標準として設定する。ただし、施工場所その他の施工条件により特に高い施工能力を必要とする対象工事その他特別な事情がある対象工事については、これらの数値を引き上げることができる。

2 前項の規定によるほか、格付評点又は総合評定値については、必要に応じ上限を定めることができるものとする。

附則

この基準は、平成17年9月1日から実施する。

附 則(平成19年8月9日改正)

(実施期日)

この基準は、平成19年8月10日から実施する。

附 則(平成20年1月25日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成20年1月28日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の制限付き一般競争入札に係る入札参加資格設定基準の規定は、平成20年1月28日以後に発注手続に 着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成21年4月1日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の制限付き一般競争入札に係る入札参加資格設定基準の規定は、平成21年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成27年4月24日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成27年4月24日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の制限付き一般競争入札に係る入札参加資格設定基準の規定は、平成27年4月24日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月31日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の制限付き一般競争入札に係る入札参加資格設定基準の規定は、この改正の実施の日以後に一般 競争入札に係る公告が行われる契約について適用し、同日前に当該公告が行われた契約については、なお 従前の例による。